

第 154 回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日 : 平成 27 年 2 月 20 日 (金)

開催場所 : 八王子市役所 702 会議室

第 154 回八王子市青少年問題協議会会議録

日時 平成 27 年 2 月 20 日（金）午前 10 時～11 時 25 分

場所 八王子市役所 7 階 702 会議室

出席者

八王子市長	石森 孝志	会長
八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	関口 眞吾	副会長
八王子市議会議長	小林 信夫	委員
八王子市議会文教経済委員会委員長	中島 正寿	委員
八王子市議会厚生委員会委員長	山越 拓児	委員
八王子地区保護司会代表	大竹 通夫	委員
八王子市内私立中学高等学校校長代表	原田 泰宏	委員
八王子市立中学校長会代表	清水 和夫	委員
八王子市立中学校 PTA 連合会代表	加地 弘子	委員
八王子市立小学校 PTA 連合会代表	大須賀 美奈子	委員
八王子市青少年育成団体連絡協議会代表	立川 富美代	委員
八王子市教育委員会教育長	坂倉 仁	委員
八王子警察署長	栗原 賀明	委員（代理出席）
高尾警察署長	村上 享史	委員（代理出席）
南大沢警察署長	末武 恭子	委員（代理出席）
多摩少年院長	後藤 信之	委員（代理出席）
八王子少年鑑別所長	原 一広	委員（代理出席）
八王子市生活安全部長	宮木 高一	委員（代理出席）
八王子市健康部長	細川 えみ子	委員
八王子市子ども家庭部長	小澤 篤子	委員

出席 20 名

（事務局）

八王子市子ども家庭部児童青少年課長

新堀 信晃

八王子市子ども家庭部児童青少年課

中山、小池、中本、若林

配付資料

第 154 回 八王子市青少年問題協議会次第

第 154 回八王子市青少年問題協議会座席表

資料 1 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 26 年度重点目標

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」(いじめ防止)に関する取組について

資料 2 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 27 年度～31 年度 (案)

資料 3 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 27 年度重点目標 (案)

資料 4 平成 27 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

資料 5 平成 27 年度「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項 (案)

資料 6 平成 26 年度 青少年健全育成事業について (報告)

資料 7 少年院法・少年鑑別所法等の概要

別紙 1 青少年健全育成基本方針平成 27 年度重点目標 保護者向けリーフレット (案)

別紙 2 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 26 年度重点目標「みんなでつないでいこう 思いやりの心」に関する取組について (各機関・団体からの回答一覧)

内容

1 開会

2 委員紹介

3 議事

(1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 26 年度重点目標について

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」(いじめ対策)に関する取組について

イ 八王子市青少年健全育成基本方針(平成 27 年度～31 年度)について

ウ 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 27 年度重点目標について

エ 平成 27 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

オ 平成 27 年度 「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項(案)について

(2) 報告事項

ア 平成 26 年度 青少年健全育成事業について

(3) 情報交換

ア 少年非行の現状及び最近の動向について

イ 新少年院法及び少年鑑別所法の概要について

ウ その他

4 閉会

1 開会

【会長挨拶】

- ・ 本協議会は、青少年の健全育成を推進いただいているそれぞれ各団体を代表される皆様方で構成されておりますが、日頃から青少年の健全育成に多大なお力添えをいただき、この場をお借りして感謝申し上げます。
- ・ 昨今の子どもたちを取り巻く環境に目を向けますと、少子化の影響や携帯電話・スマートフォンの普及の影響もあり、人とひととのつながりが希薄化しているとともに、大人が知り得ない「いじめ」も深刻化している状況であります。
- ・ できるだけ大人が子どもたちに関わることはますます重要であり、社会全体で子育てをしていくことが欠かせません。
- ・ また、大人が率先して子どもたちに手本を示し、自分の感情を言葉で表現することの大切さを子どもたちに教えていく必要があると考えております。
- ・ 皆様方には引き続きこの協議会を通じて、子どもたちの健全育成にさらに取り組んでいただくことを心からお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。

2 委員紹介

3 議事

(1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 26 年度重点目標

「みんなでつないでいこう 思いやりの心」(いじめ対策)に関する取組について 資料 1

【事務局説明】

- ・ 取組についての照会は小・中学校、青少年対策各地区委員会等 247 の機関・団体へ行い、247 箇所から回答を得ており、回答率は 100%となっている。

〈小学校の取組について〉

- ・ 70 校から 300 の取組について回答を得た。
- ・ 内容としては、特別活動やイベントなどを実施している学校が多く、異学年や高齢者との世代間交流を通して思いやりの心を育む事業が多く実施されている。
- ・ 続いて、特別授業・講話等の実施が多く、スマホ・ネットに関する講座や道徳授業などを行っている。
- ・ アンケートの実施では、調査結果から一人一人と面談を行うなど、きめ細やかな対応が行われている。

〈中学校の取組について〉

- ・ 38 校から 136 の取組について回答を得た。
- ・ 特別活動・イベント等を実施している学校が多く、生徒会や地域の大人と共に取り組む行事やあいさつ運動が実施されている。
- ・ 続いて、特別授業・講話等の実施が多く、ネット・スマホに関する講座では、親子参加

を促し、使用について家庭で考えるきっかけを作る工夫が図られている。

〈青少年対策地区委員会の取組について〉

- ・ 37 団体から 92 の取組について回答を得た。
- ・ クリーン活動やあいさつ運動などを通じて、子どもたちと関わりあいながら、あいさつや声掛けの大切さを教えていく取組が多い。
- ・ 標語の募集を通して思いやりの心を育む事業も多い。
- ・ 地域を核とした小中学校の交流や、外部機関の協力によるイベント・講演会の実施など、地域の実状にあった、市民力による様々な取組が実施されている。

〈学童保育所の取組について〉

- ・ 78 施設から 204 の取組について回答を得た。
- ・ 日々の生活の中での体験や、出来事を通じて、相手を理解し、トラブルを子どもたち自らが解決していく力を養う取組が多いことが特徴である。
- ・ 保育園児や高齢者とのふれあいを通して思いやりの心を育む取組も多く見られた。

〈児童館の取組について〉

- ・ 12 施設から 34 の取組について回答を得た。
- ・ 地域の乳幼児とのふれあいを通して命の大切さや思いやりの心を子ども達が学ぶ機会を作る取組が多く見られた。
- ・ 子どもシティなど地域の大人の協力を得て子どもたちに職業体験の機会を作る事業が特徴的である。

〈関係所管（13 所管）の取組について〉

- ・ 16 の取組について回答を得た。
- ・ それぞれの所管が分掌する関係期間・団体の特長を生かした活動の支援により子どもたちの豊かな心を育てている。
- ・ 教育関連所管では、八王子市いじめ防止基本方針の策定や学校への指導・助言など全小中学校に向けた方針の徹底を図っている。

〈各関係機関・団体ごとの特色ある取組として紹介した事業〉

（資料1 6ページの表のうち、以下の事業について説明）

- ・ むかし遊びの体験交流給食（上壱分方小学校）
- ・ 由井二っ子班活動の実施（由井第二小学校）
- ・ ネットトラブル防止のための特別授業の実施（別所小学校）
- ・ いじめ実態把握のためのアンケート調査（加住小中学校）
- ・ 近隣の福祉施設での職場体験（浅川中学校）
- ・ 情報モラル教室（松木中学校）
- ・ 生徒一人一人のいじめ等に関わる心の変化の把握のためのアンケート調査（長房中学校）
- ・ 「思いやりの心」に関する標語の募集（青少年対策城山地区委員会）
- ・ 宮上中学校区内におけるクリーン作戦（青少年対策宮上地区委員会）
- ・ 言葉にして伝える「ありがとう・ごめんね！！」（台町学童保育所）
- ・ 囲碁の日（川口児童館）

- ・ 児童館・こどもシティ（全児童館で実施）
- ・ キッズパトロール隊防犯教室（防犯課）

《会長》

事務局から、八王子市青少年健全育成基本方針 平成 26 年度重点目標に対する各機関・団体の取組について説明がありました。何かご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。

【協議・質疑応答】

特になし

《会長》

それでは、お諮りします。

「八王子市青少年健全育成基本方針 平成 26 年度 重点目標」に関して、学校・保護者・地域・行政機関等が地域の実状にあった様々な取組を実施されていることを確認しました。今後も引き続き、全市一体となって、「いじめ対策」を展開していくことが望ましいとしてよろしいか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。

イ 八王子市青少年健全育成基本方針（平成 27 年度～31 年度）（案）について

資料 2

【事務局説明】

1. 八王子市青少年健全育成基本方針の概要について

- ・ 八王子市青少年健全育成基本方針は、市民と行政の協働により、本市における青少年の健全育成の推進を目的としている。
- ・ 基本方針には、青少年の健全育成の「理念」及び「理念」を実現していくための基本となる「方針」を定めている。
- ・ 期間は5カ年となっている。

2. 構成等について

- ・ 「基本理念」と「家庭・学校・地域・市及び関係行政機関」の4つの基本となる柱それぞれの「役割」を掲げている。
- ・ 現行の基本方針では、それぞれの「取組」としているが新たに「役割」とする。その理由としては、本市の市政運営の基本となる「基本構想」において、「市民と行政が互いの役割と責任ある行動」による協働推進を目指しているため、これに基づきそれぞれの「役割」を示すこととした。
- ・ 基本方針に基づき、市は単年度ごとに重点目標を策定する。重点目標については、リーフレットにより広く市民を啓発するとともに、家庭・学校・地域が連携しそれぞれが主体となって取組を推進する。

3. 特徴的な箇所について

- ・ 基本方針においては、これまで漢字で表記していた「はちおうじっ子」を学校教育部での表記と合わせてひらがなとする。
- ・ 基本方針の理念と趣旨における変更点については、「八王子ビジョン 2022」の基本的な考え方を反映している。
- ・ 「八王子ビジョン 2022」では、子どもの健やかな成長は市民の願いであることはもとより、「子どもを地域コミュニティの再生、活力を生み出すカギとなる存在」として捉えている。この趣旨は2行目の「青少年が様々な人とかわりながら」や、5行目の「地域ぐるみでのつながりを育む環境づくり」にあたる。また、6行目の「それぞれが持ちうる力によって、心を通わせ理解し合える豊かな地域社会の構築」は、本市の基本計画で目指す地域社会像に基づいている。
- ・ 「八王子ビジョン 2022」には、子どもの健やかな成長として、「意欲を持って学ぶ」ことや、子どもたちが、「新たな時代をひらいていく勇氣」を持てるよう、地域ぐるみで育てていくことを目指している。そのため、1行目と最終行に「意欲」について追記し、現行基本方針の「社会を形成する力」を新たな時代を拓く力に変更した。2段落目には基本方針の位置づけ(それぞれの「役割」と行動の基本方針)を掲げていることを明確化した。

4. それぞれの役割について

(1) 家庭の役割について

- ・ 家庭の役割を「子どもの健やかな成長の基本」としたのは、家庭が子どもの健やかな成長にとって、第一義的な責任を負っているからである。そのため、地域や学校の手を借りながら、子どもに愛情を注ぎ、親としての優しさと厳しさを持って子育てをする、手本を示していく、地域での様々な活動に親子で一緒に参加することなどを努める意を込めている。
- ①「親から子へ伝えよう、思いやり・感謝の気持ちの大切さ」
 - ・ 子どもに子どもを大切に思っている気持ちを伝える、顔を合わせて会話をするなど、思いやりや感謝の大切さを伝えていく親子のコミュニケーションの時間をつくるよう努めることを方針とした。
 - ②「おはようから始まる基本的な生活習慣と家族で作ろう みんなのきまり」
 - ・ 子どもに、善悪やマナー、基本的な社会のルールを教えることなどは、保護者の役割である。また、ネット上のトラブルに対応していくためには、家族の力が不可欠であることから、愛情を持って、生活習慣を子どもに教え、家族の決まりを守っていくことを努めることを方針した。
 - ③「地域に目を向け、親子で一緒にやってみよう」
 - ・ 地域は子どもの大切な遊びの場、居場所でもあり、親にとっては、子育ての手を貸してくれる人がいる拠り所でもある。そこで、こうした地域で、親自らが地域に目を向け、手本を示し、そして、子どもたちが、多様な価値観を学べるよう、地域の様々な活動に親子で一緒に参加するよう努めることを方針とした。

(2) 学校の役割について

- ・ 学校の役割を「家庭・地域とともに、生きる力を育む教育」とした。学校では、児童・生徒一人ひとりに向き合った指導により、子どもたちが意欲を持って学び、生き活きと学校生活を送れるよう努めるとともに、家庭・地域と連携し、学校が持つ教育資源を活用し、

地域力向上に資する学校づくりをすすめていくことを方針とした。

①「学ぶ意欲や豊かな心を育む教育」

- ・ 子どもが本来持つ、前向きさや好奇心を引き出し伸ばすことで、「好き、楽しい」という気持ちが生まれ、それが、探求心や人を思いやる心につながっていく。そこで、学校では、友人とかかわりながら意欲を持って学び、自ら考え行動できる力を育む教育を推進する。また、思いやりや感謝の心などを育む教育を推進していくことを方針とした。

②「健やかな心と体を育む体験活動の充実」

- ・ 子どもにとっては、事物に直接触れる体験や人とのかかわりが大切なことから、家庭・地域と連携し、自然体験や部活、ボランティア活動など様々な体験の機会を創出していくとした。

③「地域とつながる学校づくり」

- ・ 教育において、地域の力はますます必要となっている。一方、学校は地域コミュニティの活性化に役立つ知的資源を多くもっている。そこで、家庭・地域と協働しながら、学校づくりを推進する。学校を核として多世代のつながりを育むなど、地域の絆と力を高めるとともに、地域の課題でもある防災教育などに、地域とともに取り組む学校づくりをすすめることを方針とした。

(3) 地域の役割について

- ・ 地域の役割を「一人ひとりの力を持ちより、高める地域の子育て力」とした。地域で新たなつながりを育む中で、大人は子どもたちに元気や安心感、新たな時代を拓いていく勇気を与えていく。そのため、一人ひとりの持ちうる力によって、地域の子育て力を高めていくことを方針とした。

①「地域の大人が手本となって続けていこう、あいさつ・声かけ」

- ・ あいさつ・声かけは、子どもたちを見守り育てていくための基本となる。あいさつをしてくれる大人がいる環境は、安心感や勇気を与え、新たな一歩を踏み出す原動力を生み出していく。そこで、地域ぐるみで大人から粘り強くあいさつ・声かけを続けていくことを方針とした。

②「青少年が活躍できる地域づくり」

- ・ 地域は、子どもたちが多様な価値観を学ぶために欠かせない場所である。子ども同士や多世代の人との交流、体験の機会を提供することで豊かな人間性や社会性を育むことを方針とした。

③「人とひととのつながりで広げていこう、地域の安全・安心」

- ・ 地域ぐるみで防犯や防災・減災について学び助け合うことや、参加することが大切である。また、地域の清掃などへの参加によって芽生えた地域への関心は、地域への愛着へとつながっていく。そのため、お年寄りから子どもの誰もが力を持ちより支えあう、安全で安心できる明るい地域づくりを推進することを方針とした。

(4) 市・関係行政機関の役割について

- ・ 市・関係行政機関の役割は、「連携とサポート体制の充実」とした。家庭・地域・学校の連携を強化し、それぞれの持つ力を発揮できるよう、コーディネート機能の充実や情報の共有化をすすめるとともに、青少年の健全育成活動や担い手の確保・育成を支援するとした。

①「家庭・地域・学校をつなぐコーディネート機能の充実」

- ・それぞれの役割と責任のもと連携を深め、臨機応変に対応できる体制づくりを行政自らが積極的に提案するとともに、サポートしていくコーディネート機能を充実していく。

②「青少年健全育成活動の支援」

- ・日常生活の中で、子どもたちが様々な経験を積み重ねられるよう、健全育成に携わる機関・団体の活動を支援し、より多くの市民が、担い手として活躍できるよう、施策を推進していく。

③「人材育成支援と情報提供の充実」

- ・親世代の担い手の減少や負担増といった問題がある一方で、子育ての一助になりたいと思っている人や、様々な経験や技能を持った人が大勢いる。そこで、地域ぐるみでのつながりを育む人材育成支援と情報提供を充実させていくことを方針とした。

《会長》

事務局から、平成27年度からの「八王子市青少年健全育成基本方針」について説明がありました。それでは協議に入ります。何かご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。まずは、これまで3回の検討会でご議論を重ねてくださった学識経験者の皆様いかがでしょうか。

《八王子地区保護司会代表》

検討会委員として発言させていただきます。基本方針は全3回の検討会で、それぞれの団体による討議を経て、このように作成されたものであります。何とぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

《八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表》

この基本方針は市のビジョン2022に基づいたものとなっています。文章としてはあまり変わってないようにも見えますが、良く見ると細かいところに配慮された文章になっています。また行動指針にある家庭の役割なども、より具体的な言葉になっています。全体的にバランスのとれた基本方針をつくることができたとと思います。説明のあった12～15ページについて、参考資料としてよくできているので、各団体で活用していただければと思います。また、事務局が検討会での議論を良く踏まえまとめた内容であることも報告させていただきます。

《八王子市議会厚生委員会委員長》

取組という表現を役割という言葉に変えたとの説明がありました。家庭、学校、地域、行政機関が青少年の健全育成に向けて努力しなければならないということですが、捉えようによっては、多少義務的な印象を受けました。表現を変えるにあたって、どのような検討の経緯があったかを伺えますか。

《事務局》

役割という言葉は、本市の基本理念に基づいた考え方であることが前提になっています。それぞれの役割という言葉は、確かに義務的な印象を与える言葉ですが、基本構想の理念のとおり、それぞれが持ちうる力によって、青少年の健やかな成長のために、誰でもできるようなこと、少しでも携わることがあるのではないかという議論が検討会でもありま

した。例えば大人が子どもに手本を示すことや、思いやりの心を伝える、あいさつをするといった、より多くの大人が何かしらできるようなこと、少しでもいいので関わることが健全育成の担い手としての役割と捉え、それぞれの役割の方針の表現も工夫しました。

《八王子市議会文教経済委員会委員長》

12ページに「多様な価値観を学べるように」と記載されていますが、私の住む町にも外国人のお子さんが住んでおられます。彼らも紛れもなく「はちおうじっ子」であります。検討会の議論のなかで、外国人のお子さんを念頭に置いた、多様な価値観を受け入れる、また目を向けるといった議論があればご紹介いただきたい。

《事務局》

検討会のなかでは、外国人のお子さんを念頭に置いた議論は特にありませんでしたが、外国人のお子さんも含めた本市全体の子どもたちのことを考慮した、議論が進められたと事務局では認識しています。

《会長》

その他いかがでしょうか。他になればお諮りします。

「八王子市青少年健全育成基本方針（平成27年度～31年度）」については、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定いたしました。

ウ 八王子市青少年健全育成基本方針 平成27年度重点目標について

資料3

1. 重点目標について

- ・ 重点目標とは、「青少年健全育成基本方針」に基づき、青少年を取り巻く様々な課題を踏まえ、健全育成の推進に向けて、毎年、全市的な取組指針として定めている目標である。

2. 平成27年度重点目標（案）について

(1) 重点目標

- ・ 「みんなでつないでいこう 思いやりの心」を重点目標に提案する。

(2) 重点目標とする理由

- ・ 大人が気づかないところでいじめが深刻化しやすい状況は現在もあり、「いじめ対策」に引き続き取り組むことが重要であるため。
- ・ いじめ対策につながる「思いやりの心」の育みは、子どもたちの成長・学齢に合わせて様々な大人がかかわりながら、年月をかけて地道に取り組み続けていくべき目標であるため。

- ・ 青少年の健全育成を推進していくためには、より多くの大人が担い手としての当事者意識を持って取り組みやすい環境をつくり、その活動の輪を広げていくことが大切であるため。また、平成 26 年度の取組結果では、各機関・団体より趣向を凝らした様々な取組が実施されている。こうした状況を踏まえ、これらの取組を振り返るとともに学校や地域が相互にヒントとしながら、更なる発展・広がりをめざすことが効果的であると考えたため。

(3) 重点目標 リーフレットの構成

- ・ 1 頁目には総論として、いじめの状況及び悩みを持つ親子の心境や、思いやりの心を育む小中学校の事例を記載している。2 頁、3 頁にはいじめ対策にもつながる「思いやりの心」を育む 3 つの具体的な「行動指針」及び「平成 26 年度重点目標の振り返りチェックリスト」を、最終頁である 4 頁には平成 27 年度から 5 カ年の「健全育成基本方針」を掲載している。

(4) リーフレットにおける留意点等

- ・ リーフレットは、健全育成に携わる大人向けに記載している。
- ・ しかし、小中学校の全児童・生徒に配布するため、子どもたちも読むという視点も合わせもって、記載・レイアウトを工夫した。
- ・ 大人が我が身の具体的な行動を振り返りながら、子どもたちの手本となる意識を啓発していけるよう、「チェックリスト」を掲載した。さらにこのチェックリストを介して親子のコミュニケーションのきっかけを生む工夫も図っている。

3. リーフレットの記載内容について

(1) 導入部分・総論について

① 1 段落目

- ・ いじめのきっかけは些細なことが多いことや、いじめの子といじめられる子が入れ替わることがよくあること、また、「ネットいじめ」が大人の気づかないところで深刻化している状況を記載している。

② 2 段落目

- ・ 2 段落目には、親子の心境として、子どもたちが勇気を持って発した「学校に行きたくない」との SOS に、親は、「誰に何をされたの？」と子どもの気持ちを受け止める前に解決を急ぎ先回りし、一方、子どもは親の動揺を感じるうちに「心配をかけたくない」と再び心を閉ざすような心のすれ違いは親子の間でも起こるということを記載している。

③ 3 段落目

- ・ 3 段落目では、こうした状況にあっても、親が子を信じ、思いやる愛情こそが子どもは自分自身の問題に向き合い、問題を乗り越えていく力を育むとし、4 段落目で、日々の生活の中で、大人が子どもへ思いやりの心の大切さをしっかり伝え、その活動の輪を広げていくことの大切さを呼びかけている。

(2) つながり、ひろがる、思いやりのところについて

- ・ 木のイラストの横に書いてある内容は、八王子市内で「思いやりの心」が、生徒や父兄の力により広がっている具体例を紹介している。

① 上段

- ・ 上段は、恩方第二小学校の、友達、家族、地域の人へ感謝の気持ちを伝える「ありがとうの木」という取組である。最初は、書いてくれた人へのお礼として書いてきた子どもが今では、心から突き

抜けるような強い意志を持って「ありがとう」を書くように変化していることを紹介している。

②下段

- ・ 下段は、第一中学校のあいさつ運動の広がりについて記載している。生徒会の発案により部活単位ではじまったあいさつ運動が多くの保護者を巻き込み、今では校門前だけでなく、外にも活動の場の広がりを見せている様子や生徒たちの心に育まれた気持ちを紹介している。

(3) 行動指針 1. 「子どもたちに信頼している気持ちを伝えよう」について

① 1 段落目

- ・ 子どもたちが勇気を持って行動できるようになるためには、自ら考える機会を与えることや、日常の中の小さな達成感を見守ってあげることが大切であること。また難しい場合もあるが、「何事も経験」と親が愛情を持って見守ることは子どもを信じているというメッセージを送ることであると説明している。

② 2 段落目

- ・ 具体例として、帰宅が遅くなってしまった子どもが、予想に反して親から叱られるどころか、ただ安堵の眼差しをむけられたときに、やってしまったことへの反省だけでなく、親の深い愛情を感じる経験となるかもしれないことを記載している。

③ 3 段落目

- ・ 子どもが挑戦してみたいといったときは、「やってみたら」と送り出し、もし、うまくいなくても、子どもの気持ちに心を向け、温かく見守ってあげてほしいことを呼びかけている。

④ 4 段落目

- ・ 子どもが持つ前向きさや好奇心、経験を糧にしていく力を信じて、様々な経験を重ねさせてあげてほしいこと、また、親が見守ってくれていると子どもが気づいたときに、それは何よりも大きな安心と勇気の源となり、子どもは自らの力で問題を乗り越えていく力を発揮していくことを記載している。

(4) 行動指針 2. 「みんなで話そう いじめ・ネットのこと」について

① 1 段落目

- ・ ネット依存やネットいじめに悩みながらも、なかなか相談できないこと、そして、「いじめについて相談しよう」と呼びかけられても、子どもたちの心情としては、「おおごとになってしまうかも…」などの不安で口を閉ざしてしまうものであるとの現状を記載している。

② 2 段落目

- ・ 主に学校などへ向けた記載をしている。どうしたら子どもたちが気持ちを話しやすくなるかといった観点から、まずは、「携帯電話やスマートフォンの使い方」など、様々な考えや思いを話しやすいテーマから子ども同士で話す機会をつくることを呼びかけている。
- ・ 皆で話すことで、意見の相違もあれば、友達の言葉にヒントもあること、また、思いがけず自分の言葉が友達の役に立つことを知り、「話し合うこと」や「相談すること」大切さを学んでいくことを説明している。

③ 3 段落目

- ・ 主に家庭に向けた内容とし、子どもたちが気持ちを話しやすい環境づくりの提案として、「楽しかったね」など思いを伝えあう言葉を大切にしてほしいと呼びかけている。
- ・ こうした家族の会話は、子どもにとって、思いを正直に話せる心安らぐ時間となり、それが、友達同士で思いを伝い合える基礎となっていくことを説明している。

(5) 行動指針 3. 「続けていこう！子どもたちへのあいさつ・声かけを」について

①上段

- ・ あいさつ・声かけは地域ぐるみで子どもたちを見守り育てることの基本である。しかしながら、あいさつをしても返答がないことが続くと大人でも気持ちが滅入ることもあるなど、大人の心境を描いている。
- ・ しかし、大人でも挨拶をしそびれることはあり、子どもはなおさらであること、そして、子どもはあいさつをなかなか返せなかったとしても、心の中では、毎日挨拶をしてくれることに対して、積み重なる思いがあることを記載している。

②下段

- ・ 子どもを見守るということは、待つことでもあること。そして、地域ぐるみの子育てのよさは、それぞれのペースによる健やかな成長をゆっくり楽しみに待てることや、子どもたちの日々の小さな変化に喜びを感じられることではないかと問いかけ、子どもたちの健やかな成長を願って、地域・家庭・学校が一体となって大人から子どもへあいさつ・声かけをつづけていこうと呼びかけている。

(6) チェックリストについて

- ・ 平成 26 年度の重点目標の振り返りとして、10 個のチェック項目を設けた。
- ・ 大人をチェックの対象とした質問設定とした。
- ・ しかし、大人のみがチェックするのではなく、イラストで示すように、子どもの目から見た親の姿はどうか？と親子の会話のきっかけになるよう工夫を図っている。
- ・ 最後の質問はイエス、ノーで終わらず、『お父さん、お母さんはお手本としてどんなことをしているの？』と会話が広がる工夫をしている。

(7) 八王子市青少年健全育成基本方針について

- ・ 協議事項イの協議で決定した「八王子市青少年健全育成基本方針」を記載している。
- ・ 一番下の枠の部分は、次の協議事項ウにおいて協議する「平成 27 年度八王子市青少年健全育成推進区域」について記載している。協議で決定された場合、ここに掲載する。

《会長》

事務局から、「八王子市青少年健全育成基本方針 平成 27 年度重点目標」について説明がありました。それでは協議に入ります。何かご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。

《八王子市立中学校長会代表》

検討会で作成に関わった者として、非常によくまとまったと事務局の方々に感謝します。私は検討会のなかでも、いじめに対しては「思いやりの心」の育みが大事だと申し上げてきました。学校のなかでもいじめというのは一つの表出した現象であります。そのプロセスには思考、判断、表出、表現があり、思考の段階で道徳的価値を認識するなど、一連の過程において「思いやりの心」が育まれていくと考えております。

また、学校での道徳教育との関係では、「心のノート」から始まり、各小・中学校の全児童、生徒が「私たちの道徳」という本を持っています。この本には先人達の生き方がベースになったものが、具体的に記載されております。この本と照らし合わせてこのリーフレットをもう一度見てみると、非常にリンクしていると改めて思いました。ここに家庭・学校・地域・行政の四者が一体となって取り組むための資料があることを認識いただき、活

用していただければありがたいです。

《八王子市立中学校 PTA 連合会代表》

検討会の皆様のお力により、この素晴らしい「基本方針 重点目標」リーフレットが作成されましたことを感謝申し上げます。また、事務局の皆様におかれましては作成にあたり多くのお時間を使われたことでしょうか。ありがとうございました。今後はこの方針に基づき、地域の皆様や関係機関が力を合わせて、全ての子ども達が健やかに育つことができる地域づくりを進めていければ良いと思います。

改めてこのリーフレットを見て感じたのは、普段からこれを読むだけでなく、自分が身を持って子どもたちに接する時に、書かれた内容を意識しなければならないと感じました。微力ではありますが、これからも頑張らせていただきます。

《八王子市議会議長》

このリーフレットはお子さんたちが読むことを想定してとの説明がありました。どれくらいの学年を想定されたのでしょうか。小学校中学年以上を想定したとしても、いくつか文言で難しいと思われるものがあります。また、読み仮名をふった方がいいものが見受けられますが、検討はされたのでしょうか。

《事務局》

前回もご指摘を受けた部分かと思われます。事務局としてもわかりやすい表現になるよう配慮はいたしました。基本的には大人が読むものでありますが、チェックリストのように親子で見たいところがございます。これから委員の皆様にも良く見ていただくことにより、不備などがあれば対応させていただきたいと思いますが、このリーフレットの作成にあたりましては、なるべくやさしい表現になるよう心がけたところがございます。

《八王子市立中学校長会代表》

リーフレットの表現について検討会では、文字だけでなく絵も工夫して検討しております。幅広い学年の子どもたちが文字で全て理解するのは難しいので、学齢の低い子は絵を見て理解できるような工夫を検討したと記憶しております。

《会長》

他になければお諮りします。

「八王子市青少年健全育成基本方針 平成 27 年度重点目標」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定いたしました。

【事務局説明】

- ・ 本市では「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第5条に基づき、八王子市青少年対策地区委員会37地区に募集を募り、申請のあった地区につき協議会での承認後、毎年指定を行っている。
- ・ 推進区域の指定は、平成4年度から始まり、毎年2地区ないし1地区ずつ指定しており、ほぼ一巡いたしました。既に2回目の指定を受けている地区もある。
- ・ 指定された地区は通常の青少対活動に加え、「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第6条にあるような事業の中から、具体的には「あいさつ運動」や「子どもの意見発表」などから複数の事業を計画して実施している。
- ・ 平成27年度については、第六地区が第 2 回青少年対策地区委員会連絡会で立候補し、その場で本協議会への推薦を了承された。
- ・ 第六地区からは3つの事業が提案がされている。一つ目は、「ヘルシーウォーキング事業」で、地域のスポーツクラブ・青少対・PTA とともに、地域における小中学生の交流の機会をつくとともに健康増進を目的としている。具体的には、2時間ほどのヘルシーウォークを行ったあとに、地域の人が用意したカレーを皆で食すという内容である。
- ・ 二つ目は、「ネットや携帯電話の危険性やモラル」についての講演会で、子どもたちの間で急速に普及するこれらの危険性や子どもたちの使用状況に親が知り、親の意識を向上させていくことを目的としており、学校・PTA・青少対の連携により、第六中学校 桑の実ホールでの開催を予定している。
- ・ 三つ目は、あいさつ運動事業で、平成 27 年度の重点目標にもあったとおり、あいさつは「地域ぐるみで子どもを見守り育てていくために基本となる大切なこと」であり、すでに第六地区で実施しているあいさつ運動をさらに強化し、活動を広げていくことを目的としている。

《会長》

ただいまの事務局からの提案について、何かご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

【協議・質疑応答】

特になし

《会長》

それではお諮りします。

「平成 27 年度 八王子市青少年健全育成推進区域の指定について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定いたしました。

オ 平成 27 年度「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」の検討事項(案)について 資料 5

【事務局説明】

平成 27 年度の「八王子市青少年健全育成基本方針の策定等に係る検討会」において

- ①八王子市青少年健全育成基本方針平成 28 年度重点目標について検討
- ②八王子市青少年健全育成基本方針平成 27 年度重点目標に向けた取組

③平成 28 年度青少年健全育成推進区域について

④青少年に関する諸課題の報告及び専門的見地による情報交換を行い、関係機関・団体相互の連携・協力の円滑化を図っていく。

以上の点について、平成 27 年度八王子市青少年問題協議会検討会において検討することを提案する。

《会長》

事務局から、「平成 27 年度 八王子市青少年問題協議会検討会の検討事項（案）」について提案がありました。何かご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。

【協議・質疑応答】

特になし

《会長》

それではお諮りします。

「平成 27 年度 八王子市青少年問題協議会検討会の検討事項について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

《各委員》

異議なし。

《会長》

ありがとうございました。このことについては、原案のとおり決定いたしました。

(2) 報告事項

ア 平成 26 年度 青少年健全育成事業について 資料 6

【事務局説明】

1. 青少年対策地区委員会活動について

- ・ 青少年対策地区委員会は市内中学校区を単位とした 37 の地区委員会がある。1 地区あたり 40～100 名程度の委員がおり、全体では 2,500 名程度の方々が活動を行っている。委員構成については、学校・P T A 関係者・町会関係者・民生児童委員・保護司・青少年育成指導員などであり、すべて地域に密着した方々である。これら大勢の方々が、「その地区

の実状に合った青少年の健全育成に資する取組」を行ってくださっている。

①社会環境の浄化を行うための活動

- ・ 「青少年 育成環境 一斉クリーン活動」を年 3 回実施しており、児童・生徒や地域の方々など、今年度は延べ 14,500 人以上の方々に取り組んでいただいた。昨年度より人数が減っているのは、今年は天候に恵まれず、第2回、第3回の実施時期に、雨天で中止となった地区が多かったことが影響として考えられる。

②青少年健全育成のための活動

地区の実情に応じて、その地区に相応しい事業が選択され実施されている。各種スポーツ大会

や音楽祭、標語募集が多くの地区で実施されている。また最近では、携帯電話・スマートフォンの使用に関わるトラブルの増加を踏まえ、親子の参加を促す研修や地域・学校の連携による防災訓練などの実施も増えている。

③青少年の社会参加活動・社会貢献活動

- ・ 地区の実情に応じて、花壇の植栽などの環境美化活動が実施されている。

④青少年健全育成推進区域（平成 26 年度推進区域浅川地区）

- ・ 平成 26 年度に推進区域の指定を受けた「浅川地区」の取組で、地区内の小中学校を中心に、

「まずはあいさつから」をメインテーマとし、小・中学生が地域の人と交流する機会を作った。また、8 月 30 日には、「VIVA あさかわ！フェスタ」を開催し、挨拶標語の表彰式や元プロサッカー選手である福西氏の講演などを行い、150 名ほどの参加があった。

2. 青少年育成指導員活動について

- ・ 「青少年育成指導員」は、「八王子市 青少年の健全な育成環境を守る条例」に規定された本市固有の制度である。青少年育成指導員は、青少年の非行化の防止のため、市から委嘱された非常勤特別職であり、平成 27 年 1 月 1 日現在、220 名の方が活動している。

①巡回活動・指導助言活動

- ・ 青少年育成指導員の最も中心となる活動である地域内のパトロールである。平成 26 年 4 月から 12 月末までに全地区延べ 3,200 回以上が実施されている。夜間（9 時頃）の活動が多く、その他にも学校行事や地域のお祭りなどに合わせて実施している。

②青少年健全育成キャンペーンの実施

- ・ 毎年 11 月に国の「子ども・若者育成支援強調月間」及び「児童虐待防止推進月間」に合わせて行っている。今年度は、11 月 9 日（日）に J R 八王子駅をメイン会場の他、市内各地区で 63 カ所で実施した。
- ・ ボーイスカウト・ガールスカウトなどの青少年育成団体や保護司会とも連携し、11 月 15 日・16 日に開催された「八王子いちょう祭」においても、啓発活動を展開した。両日で「平成 26 年度青少年健全育成 キャンペーン重点目標」などを掲載した絆創膏セット 36,000 個を全市域で配付した。

③健全育成協力店の指定活動

- ・ 健全育成協力店の指定活動については、協力店「合計数」が、昨年と比べ加盟店が若干ながら増加している。各項目において、前年度と比較して減少となった理由は店舗の閉店によるものである。今年度は、コンビニにおける協力店が前年度と比べ 8 店舗増加しており、これは青少年育成指導員の未指定店舗への働きかけによるものである。
- ・ 協力店へはキャンペーンのポスターの掲示の依頼や、巡回活動の際に立ち寄り、情報交

換を行うなど、地域の実状に合った取組を行っている。

④環境浄化の実態調査

- ・ 環境浄化の調査活動では、青少年育成指導員が年間を通して、有害図書や青少年が立ち寄る特定の店舗を調査している。調査内容は、カラオケボックスや不健全図書等の自動販売機、ゲームセンター、インターネットカフェの設置状況や成人向け雑誌の販売状況である。
- ・ カラオケボックスなどの設置状況は、前年度同数の 18 店舗となっている。また、不健全図書自販機の設置状況では、設置個所が前年に比べ 1 箇所減となっている。これは昨年度まで加住地区に設置されていたものが廃止となり、現在は、由木地区のみとなっているためである。
- ・ ゲームセンターについては、前年度に比べ 4 店舗減少となっており、これは 2 店閉店及びゲーム機を撤去した店舗が 2 店あったことによる。一般用ゲーム機台数は前年度に比べ 92 機増となっている、これは主に既存店 2 店舗の改装でゲーム機が増えたことによる。
- ・ インターネットカフェの店舗数は前年度同数となっている。
- ・ 成人向け雑誌・DVD 等販売状況については、育成指導員による調査店舗数が前年度に比べ 7 店舗増加した。既存店についても区分陳列が進み、全体として若干ながら区分陳列実施 99 パーセントとなった。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

特になし

(3) 情報交換

ア 少年非行の現状及び最近の動向について

【情報提供】高尾警察署より報告。

《高尾警察署長》

八王子市内 3 警察署を代表して、平成 26 年中の状況等について報告します

犯罪少年（14 歳以上～19 歳まで）の取り扱いは、刑法犯が 3 署合わせて 269 人。特別法犯を合わせると 284 人になります。昨年に比べてそれぞれ刑法犯で 90 人のマイナス、特別法犯で 6 人のマイナスとなっています。警視庁全体の割合ではそれぞれ 0.7 パーセントを占めております。なお、13 歳以下の触法少年につきましては、刑法犯が 59 人で前年からマイナス 32 人。特別法犯が 7 人でプラス 3 人となっております。

犯罪少年の主な罪種は、刑法犯は窃盗が 8 割以上を占め、暴行・傷害・脅迫などの身体犯は 9 パーセントとなっています。窃盗罪の内容は万引きが 64 パーセントを占めており、自転車盗が 15 パーセント、オートバイ盗が 7 パーセントとなっている。万引きの特徴は小学校低学年については、カードゲームや漫画雑誌の付録、コンビニでのお菓子やジュースの万引きが多くなっています。

八王子警察署管内では駅周辺の大型店舗において、複数の少年による共犯形態の万引きも目立ち始めております。

また南大沢警察署管内では、学生が自転車盗などで検挙されているとともに、女子学生が犯罪被害にあっている事例が散見されております。特別法犯については、痴漢が半数を占めており、刑法犯はカッターナイフなど銃刀法に該当しない凶器携帯が4分の1を超えております。

街頭補導活動で補導される少年の数についてですが、八王子市内の少年が合計1,529人、前年が2,129人ということなので、600人の減少となっております。警視庁全体では約41,000人で、前年が45,700人で前年に比べ約4,700人のマイナスとなっております。補導の内訳は深夜徘徊が84パーセントと多数を占め、以下喫煙12パーセント、飲酒が1.5パーセントと続いております。また、極めて少ないですが家出少年も散見されるということがありました。

以上、八王子市内の少年に関わる取扱の大まかな特徴と数を発表させていただきました。

続きまして、警視庁全体の数字を報告させていただきます。少年の街頭犯罪に占める割合は、刑法犯総数認知件数は約16万件、大人と子どもを含めた総検挙人数は、約4万2千人。そのうち少年は5,937人と約14パーセントを占めています。そのなかでどういった犯罪があるかということ、路上強盗、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上狙い、ひったくり、自販機狙い、部品狙いとありまして、特にオートバイ盗、自転車盗については、大多数を占めております。自転車盗については昨年よりプラスの傾向にありますが、少年の検挙の比率については、マイナスとなっております。

少年犯罪は年々減少傾向になっております。八王子市内においては、八王子市と地域住民が一体となって、非行防止のための各種キャンペーンや声かけ活動の成果かと思われれます。これらが続けることにより、確実に減少することが期待できます。今後は我々も協力して健全育成を主旨として、各種非行防止活動を推進していきたいと思っております。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

特になし

イ 新少年院法及び少年鑑別所法の概要について

資料7

【情報提供】多摩少年院、八王子少年鑑別所より報告。

《多摩少年院長》

少年院法という全20数条から成り立っている法律がありますが、この法律により少年院と少年鑑別所の運営等について定めております。少年院法については昨年の6月に抜本的に改正され、新少年院法と新たに独立した法律として少年鑑別所法が成立しました。それぞれ20数条から100数十条に増えて、詳細を規定したものであります。施行は本年の6月からになります。

現行の法律を改正して新しい法律を作る背景には、少年矯正、少年院や少年鑑別所の運営についてさまざまな課題がありました。一つは少年の特性に応じた再犯防止対策の推進。次に少年の人権尊重と適切な処遇を実施。そして社会に開かれた施設運営の推進であります。

これらの課題に対し法制度の現状を申しますと、成人矯正の分野については平成 18 年に監獄法が改正され、刑事収容施設法が成立いたしました。一方少年矯正の分野では法制度的に遅れている状況でありました。現在の少年院法は昭和 24 年の施行後、抜本改正が成されないまま 60 年以上が経過しており、少年院の矯正教育・少年の権利義務・職員の権限等に関する規定が十分でなく、多くの訓令や通達等で補いながら運営をしている実状にありました。少年鑑別所につきましては、現行の少年院法においてわずかに数箇条が置かれているのみでありました。以上のような背景・事情から新少年院法と少年鑑別所法を制定し、少年矯正の充実・強化を図ることになりました。

それでは新少年院法のポイントについてお話しさせていただきます。まず、再非行防止に向けた処遇の充実でございます。矯正教育については生活指導・職業補導・教科教育・保健体育・特別活動の 5 つの領域からなり、在院者個々の問題性に応じ一人ひとりに計画を立てて実施しております。新法では保健体育の保健が抜けたり、一部呼び方が変わるなどがありますが、矯正教育の方法については実質的に変わるところはありません。今回の法改正は、現行で行っていることを法制化することが目的の一つでしたので、矯正教育の方法・目的については、現行を継承することになります。

また、5 つの指導内容のうち生活指導が中核的な位置を占めており、少年と職員との信頼関係を基盤にして、平素の生活の場を通じて必要な指導を行っていくことに変わりはありません。新法には生活指導のうち非行性の改善に直接働きかける指導については、その重要性に鑑み、生活指導の内容を定めた条文に特別な規定が置かれることになりました。具体的には、①被害者の視点を取り入れた教育、②薬物・非行防止指導、③性非行防止指導、④暴力防止指導、⑤家族関係調整指導、⑥交友関係指導の 6 つについてです。少年院の矯正協力・生活指導として、これら 6 つについては特に重点的に行うということが法令に示されました。

続いて社会復帰支援についてです。関係機関との連携等を通じて、生活環境の調整や就学・就労に向けた支援、例えば帰住先・就職先の見学や受験のための外出を行っていますが、法令上の根拠はありませんでした。新法では、出院後に自立した生活を営むうえで困難を有する在院者に対しては帰住先の確保、医療・療養の援助、就学・就労の援助について支援を行うといった規定が設けられました。在院者に社会復帰支援を行う義務があることが明らかにされ、その効果的な実施のため必要な限度で外出することも規定されました。また、支援の実施にあたっては保護観察所と連携して行うことが定められております。さらに出院者の保護者からの相談に応じるなどの、相談制度が設けられました。少年院の出院者から時おり電話などで相談を受けることがあり、少年院の職員は常識的な範囲で対応してきましたが、出院者と関わることについて、これまでは法令上の根拠はなく、積極的に相談に応じることができませんでした。新法で明文化されたことにより、少年達が出院したあとの交友関係、進路相談など様々な困難に直面し、少年院に相談を求めてきた際は、在院中の信頼関係に基づき指導にあっていた元担当教官が相談に応じることは有益であると思われれます。少年院の組織として適切に相談に応じ、保護観察所などの関係機関と連携することにより、出院後も社会復帰を支援していく体制がとられることになります。

以上、少年院法のポイントである矯正教育、社会復帰支援について、報告させていただきました。

《八王子少年鑑別所長》

新しく成立した少年鑑別所法の第131条には、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するために、非行や犯罪の問題に関して少年、保護者など専門的知識を必要とする者に情報提供や助言その他の援助を行います。また、非行や犯罪の防止に関する機関や団体の求めに応じて、技術的助言や援助を行うものと定められております。つまり、地域の方々の依頼に基づいて、非行防止に関する助言や相談に少年鑑別所が応じますということが、法律で明記されたこととなります。

少年鑑別所には長い歴史で培った蓄積もあり、従来からも本来の業務に支障のない範囲で、一般の方々からの相談に応じてきました。「くわのみ心理相談室」という名称で様々な相談に応じてきましたが、新しい法律のもとでは本来の業務になり、さらなる充実が図られるということになります。

地域援助業務の具体的な中身ですが、一番目は子どもの能力・性格の調査であります。関係機関等からの依頼を受け、個別知能検査や各種性格検査を実施します。法律の施行前か

ら八王子市内の関係機関等から依頼を受けて行っております。

二番目は問題行動の分析や指導方法の提案になります。学校などにおいて問題行動などでお困りのケースがありましたら、先生方や親御さんのご相談を受け、専門的な観点からの助言を行います。これもすでに市内の中学校からもご相談を受けております。

三番目は子どもや保護者に対する心理相談です。これは家庭内暴力や金銭の持ち出しといった問題行動に対して、関係機関の方々からのご依頼を受け、心理相談を行っております。

その他各種事例検討会に参加させていただいたり、研修会・講演会でご説明させていただいております。いわゆる出前授業として当所の職員を地域の中学校などに派遣いたしまして、お話しをさせていただくとか、学校の先生に当所にお越しいただく研修や参観も受け付けております。

業務は多岐にわたっておりますが、これらを全般に地域援助業務と位置づけており、当所といたしましては、新しい法律の施行によりますます充実を図るよう努める所存です。また、関係機関の皆様方ともネットワークづくりが重要となっておりまして、今後ともご支援を賜りますよう、よろしく申し上げます。

《会長》

ただいまの報告につきまして、何かご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

特になし

ウ その他

【情報提供等】

特になし

4 閉会

